

兵庫県介護支援専門員協会  
研修単位認定制度施行細則

第1条 認定研修の範囲

単位認定の対象となる研修の範囲は、次の通りとする。

- ・ 本会・ブロックネットワーク・ブロックが実施するもの
- ・ 本会の賛同団体が実施する研修で、広く介護支援専門員に公開されているもの
- ・ 兵庫県社会福祉協議会社会福祉研修所が実施する研修で介護支援専門員を対象とするもの
- ・ 兵庫県介護保険課が実施する研修で介護支援専門員を対象とするもの
- ・ 兵庫県各課が実施する研修で広く介護支援専門員に公開されているもの(民間等への委託研修含む)
- ・ 兵庫県内の行政機関が実施する研修で広く介護支援専門員に公開されているもの
- ・ 国が実施する研修で介護支援専門員を対象とするもの
- ・ その他、単位認定研修委員会が認めたもの

第2条 認定研修の募集範囲(受講対象)

研修の受講対象は、本会・ブロックネットワーク・ブロックの会員のほか、本制度に賛同し自己研鑽に努める本会の会員でない介護支援専門員(以下、非会員とする)もその対象とすること

- 2 受講対象を制限することにより研修効果が高まることが期待される場合など、前項によりがたい場合は、単位認定研修委員会において判断することとする

第3条 単位認定の対象となる学会

実施要領第11条に定める認定の対象となる学会は下記一覧の通りとする

学会名	主催団体
日本MDS学会	インターライ
日本看護学会(老年看護・看護総合・成人看護 ・成人看護 ・地域看護)	日本看護協会
日本社会福祉学会	日本社会福祉士会
日本地域福祉学会	左に同じ
日本医学会総会	日本医師会
日本プライマリケア学会	左に同じ
兵庫県プライマリケア研究会	兵庫県プライマリケア協議会
日本プライマリケア学会(近畿地方会)	日本プライマリケア学会

日本リハビリテーション学会総会	日本リハビリテーション学会
日本リハビリテーション学会(近畿地方会)	日本リハビリテーション学会
日本ケアマネジメント学会研究大会	左に同じ
日本ケアマネジメント学会公開講座	左に同じ・各府県協会
近畿介護支援専門員研究大会	日本ケアマネジメント学会 近畿介護支援専門員協会
各県協会主催学会・研究大会	各府県協会
全国老人福祉施設研究会議	全国老人福祉施設協議会

#### 第4条 単位認定の対象となる研究会・研修会

実施要領第11条に定める認定の対象となる研究会等は下記一覧の通りとする。

研究会・研修会名	主催団体
介護支援専門員技能向上講座	日本医師会
ケアマネジメントリーダー養成研修会	日本社会福祉士会
全国在宅介護支援センター研究大会	全国在宅介護支援センター協議会
日本ホリス・在宅ケア研究会全国大会	日本ホリス・在宅ケア研究会
リーダー研修会(1/26)	日本介護福祉士会

#### 第5条 修了証明申請の手続き

修了証明申請を行うものは毎年3月1日から3月31日までの期間内に申請書を本会宛に提出しなければならない

#### 第6条 証明証発行に係る費用

所定の単位数を取得し、証明証の発行にあたっては次の額を納付する

本会正会員が申請する場合は、2,000円

本会の会員でないものが申請する場合は、5,000円

#### 2 再交付にかかる費用も前項に準ずる

#### 第7条 証明証の交付

証明証の交付は年に1回、総会時に行うこととする

#### 附則

1. この施行細則は平成15年8月1日から施行する
2. この施行細則は平成15年12月21日から施行する

